

1. 件名：高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について

2. 日時：令和2年2月28日 9時55分～10時20分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門 吉野企画調査官、小野上級原子
炉解析専門官、比企主任監視指導官、東原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

東京支社 技術グループ チーフマネジャー 他1名

5. 要旨

(1) 関西電力より、令和2年2月18日に発生した高浜発電所3号機の蒸気発生器（以下「SG」という。）伝熱管の損傷について、提出資料に基づき説明があった。関西電力からの主な説明は以下のとおり。

- 渦流探傷試験により有意な信号指示が確認された伝熱管2本のうち、C-SG1本に対する小型カメラによる目視確認が終了した。
- 小型カメラによる調査では、令和2年2月25日に報告したB-SG伝熱管1本と同様に第3管支持板下面に摩耗減肉と思われる周方向の傷が2箇所あることを確認した。
- SGブローダウン（以下「SGBD」という。）タンク及び水位制御弁の内部点検等を実施したところ、SG伝熱管を摩耗減肉させるような異物は確認されなかった。
- 引き続き、異物探索等のためB-SG、C-SGの2次側内部及びSGBD系統等の点検を実施する予定。

(2) 原子力規制庁より、引き続き新たな事実が判明した場合は情報提供を行うよう伝え、関西電力より了解した旨回答があった。

6. 提出資料

資料1：C-蒸気発生器 2次側内部点検結果【速報】

資料2：SGブローダウン系統点検結果